

平成 21 年 6 月 12 日

GGG が環境大臣から「特別公益増進法人」の証明書を受領

～ GGG への寄附は引き続き一定の法定限度額まで無税～

(社)ゴルフの緑化促進協力会(会長:児島仁、理事長:大西久光)は、本日、環境大臣から「特定公益増進法人であることの証明書」(6月9日付)を受領しました。

これにより、企業、ゴルフ場等の法人、また個人にとって当会への寄附については、一定の法定限度額まで無税になります。(平成 23 年 6 月 8 日まで 2 年間有効)

特定公益増進法人とは、公益法人等のうち教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定の法人に対し、その法人の主たる目的である業務に関する寄附金については、寄附金控除等の税制上の優遇措置対象とされているもので、当会は「国土の緑化事業の推進を主たる目的とする法人」として、設立 8 年目の昭和 59 年(1984 年)から特定公益増進法人として認証を受けています。

当会の主たる目的(緑化事業)の財源は、全国のゴルファー・ゴルフ場をはじめ多くの方々からの善意の拠出金で賄われており、財源の 95%を占めているのが「ゴルファーの緑化協力金」です。この貴重な財源を元に、当会では引き続き緑化事業の推進を行うとともに、“ゴルファーの善意による緑化活動”の意義と活動の実態について広くゴルファーの方々はもとより一般の方々にも理解を深めていただくため、さまざまな機会を通じて事業周知や広報活動の充実してまいります。

また、公益法人制度改革に当たっては、「公益社団法人」の申請を来年度行う方向で研究・準備を進めております。

[参考]

- ・ 特定公益増進法人一覧 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki.htm>)
- ・ 特定公益増進法人とは (<http://www.webllio.jp/content>)

本件問合せ先

(社)ゴルフの緑化促進協力会 担当:麻生、染谷
電話; TEL:03-3584-2838 FAX:03-3584-2847